

議案第18号

天理市印鑑条例の一部改正について

天理市印鑑条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年3月5日提出

天理市長 南 佳 策

天理市印鑑条例の一部を改正する条例

天理市印鑑条例（昭和45年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第81号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき登録を受けている者」を削る。

第4条の見出し中「不受理」を「不受理等」に改め、同条第1号を次のように改める。

（1）住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第4条第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第2項第5号を次のように改める。

（5）氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）

第6条第2項に次の2号を加える。

（8）外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている

印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

(9) その他印鑑の登録及び証明に関し市長が必要と認める事項

第10条中「住民基本台帳法又は外国人登録法」を「法」に改める。

第11条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第2項中「前項第4号又は第6号」を「前項第4号又は第5号」に改める。

第12条の2第2項中「第6条第2項第4号から第7号まで」を「第6条第2項第4号から第8号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の天理市印鑑条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づき印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日において印鑑の登録を受けることができない者に係る印鑑の登録については、施行日において職権で抹消するものとする。
この場合においては、印鑑登録抹消通知書により当該登録者に通知するものとする。

3 施行日の前日において旧条例の規定に基づき印鑑の登録を受けている外国人であって、施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができる者に係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において、職権で、当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。